

## 平成30年度 体罰に係る実態把握調査要領

## 1 趣旨

教職員による児童生徒に対する体罰の有無に関する情報を、教職員、児童生徒及び保護者から収集することにより、体罰の有無に関する実態を調査し、体罰禁止の徹底を図り信頼関係に立つ教育活動に資するとともに、体罰が認められた場合には、その事実を十分に調査し、児童生徒・保護者及び関係教職員に対して適切に対応する。

## 2 実態調査の対象校

松伏町立各小学校、中学校

## 3 実態調査及び報告の内容等

平成30年4月1日から12月末日までの体罰の有無等に関して調査し、集計結果について報告すること。この際、教職員のみならず、児童生徒・保護者に対する調査も併せて実施すること。

なお、本調査における児童生徒への体罰の定義については、平成19年2月5日付け18文科第1019号「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」によるものとする。

## 4 調査の方法等

## (1) 調査方法

・調査票【記名方式】による調査として、教職員用、児童生徒・保護者用とも所定の調査票を使用すること。

## (2) 調査の対象

## ア 教職員への調査

調査票を教職員に配付し、校長が直接回収すること。

## イ 児童生徒・保護者（在籍する全児童生徒）への調査

児童生徒を通じて保護者に配付し、保護者は児童生徒に確認の上、記入して提出するよう求めること。

## (3) 調査の実施時期

・教職員に対する調査票の配付並びに児童生徒・保護者に対する「体罰の有無についての調査へのご協力について（お願い）」及び「体罰の有無についての調査票」の配付日は、平成31年1月21日とする。ただし学校行事等により配付が困難な場合には、同日以降の配付も可とする。

## (4) 調査票の回収期間及び方法

ア 調査票の回収期間は平成31年1月22日（火）～25日（金）午後3時までとする。なお回収期間以降提出された場合には、校長が受理し速やかに教育総務課に提出すること。

イ 保護者用調査票の回収方法は、教育総務課が各学校に設置した回収箱に投函するものとする。回収箱の設置場所については、各学校で適切に定めること。なお、教育総務課窓口にも回収箱を設置するので、そちらに投函することも可とすること。

教師用調査票は、校長に直接提出するものとする。

(5) 回収された調査票の取り扱い

ア 回収箱は回収期限終了後速やかに、校長室にて校長、教頭により開封すること。

イ 提出された調査票の総数を確認するとともに、体罰の有無に係る質問1について、「はい」、「いいえ」並びに未記入等の通数を記入すること。質問2については、記載の有無についてその通数を記入すること。

ウ 質問1で「はい」と回答した調査票について、学年・学級順に整理し番号を付した上ですべてコピーし、そのコピーを様式1「集計結果速報」とともに、1月29日(火)中に教育総務課に提出すること。

質問1で「いいえ」と回答した調査票のうち質問2について記載があった調査票のコピーも同様に提出すること。

エ 質問1で「はい」と回答した調査票については、校長が指定した教職員が、回答者に事実確認し、詳細な状況を調査すること。

オ 事実確認は、関係者全てに対して行うこと。

カ 事実確認の結果、体罰が疑われる事案については、速やかに教育総務課に報告するとともに、校長あるいは教頭がさらに詳細な事実確認を行うこと。

キ 体罰か否かは、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(平成19年2月5日付け18文科第1019号)により判断すること。なお、判断が困難な事案については、教育総務課と連携を図ること。

ク 必要に応じて、児童生徒・保護者への説明等を丁寧に行い、理解を求めること。

ケ 提出された調査票の内容とその後の事実確認の結果を踏まえ、様式2「集計結果報告書」を取りまとめ教育総務課まで提出すること。なお、提出に当たっては必要に応じて別紙を作成し添付すること。

5 教育委員会への報告

(1) 様式1「集計結果速報」の報告期限 **平成31年1月29日(火)**

※教育総務課まで1部を持参すること。なお、「はい」と回答した調査票のコピーも併せて持参すること。

(2) 様式2「集計結果報告書」の報告期限 **平成31年2月18日(月)**

※教育総務課まで1部を持参すること。なお、必要に応じて別紙を作成し提出すること。